



労審発第779号
平成27年2月13日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄

平成27年2月13日付け厚生労働省発基0213第3号をもって諮問のあった「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

写

平成27年2月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子

「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成27年2月13日付け厚生労働省発基0213第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。



平成27年2月13日

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 勝 悅子

「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成27年2月13日付け厚生労働省発基0213第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は、妥当と認める。